

○制限外積載許可取扱要領の制定について

(平成5年10月14日例規第45号)

[沿革] 平成7年12月例規第74号、19年7月第29号、29年3月第4号、令和元年6月第30号、2年11月第26号、3年1月第1号、4年6月第19号改正

別記のとおり制定し、平成5年10月14日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、制限外積載許可取扱要領の制定について（昭和44年7月例規第19号）は、廃止する。

別記

制限外積載許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第57条第3項に規定する制限外積載許可（第3の2、第10の1及び第11の1を除き、以下「許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

第2 許可申請者

許可申請者は、当該車両の運転者とする。当該車両の運転者が2名以上ある場合の申請書への申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号の記載に当たっては、運転者のうち代表1名については、申請書の所定欄に行わせ、他の運転者については、別紙に行わせて、これを申請書に添付させるものとする。

第3 許可の申請

- 1 許可申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条に定めるところにより、申請書2通を出発地を管轄する警察署長（以下「出発地警察署長」という。）に提出させなければならない。この場合において、出発地警察署長は、第7に規定する審査を行うため、申請者に対し、運転経路図、積載状況等を明らかにする図面、写真その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 2 同一車両について、制限外積載許可のほか、法第56条第1項に規定する設備外積載許可又は同条第2項に規定する荷台乗車許可が同時に必要となる場合においては、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載させることができる。

第4 許可単位

許可は、1個の運転行為ごとに行うものとする。ただし、定型的に同一運転者によ

り反復、継続される運転行為については、次の(1)から(3)までに掲げる要件の全てを満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処理することができる。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

第5 積載物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅及び高さの測定方法は、次の(1)から(3)までに掲げるところによるものとする。

(1) 長さ

貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。

(2) 幅

貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。

(3) 高さ

貨物自体の高さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

(図省略)

第6 審査上の留意事項

申請を受理した警察署長は、次の(1)から(4)までに掲げる要領等により審査するものとする。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがある場合又は申請書の記載事項若しくは添付書類に不備があると認める場合は、補正を求め、又は申請を却下するものとする。

(1) 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき奈良県公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧機等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

(2) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

別表に掲げる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法に該当しない場合又は積載物の重量が令第22号第2号及び第23号第2号に定める値を超える場合には、第11及び第12の1に定めるとおり、関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すこと。

(3) 運転日時及び運転経路

ア 運転日時

交通が特にふくそうする時間帯でないこと。

イ 運転経路

運転経路に当たる道路に、その貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

(4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項。

ア 当該積載の方法及び当該積載による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

イ 当該積載による運転が、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、明らかに危険であると認められないこと。

第7 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及びその積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所、積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法、提出を受けた図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第8 許可の期間

許可の期間は、当該車両による1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、第4のただし書に該当する場合にあっては、許可の期間は原則として1年以内とする。

第9 許可の条件

出発地警察署長が付することができる条件は、令第24条第1項第1号及び第2号に規定するもののほか、次の(1)から(5)までに掲げる事項に関するものとする。

(1) 通行する道路の指定に関する事項

(2) 運転の時間帯の指定に関する事項

(3) 先導車又は整理車を配置しての誘導整理等に関する事項

- (4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項
- (5) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

第10 許可証の交付

- 1 出発地警察署長は、審査により許可しても支障がないと認めたものについては、提出のあった申請書に所要事項を記載し、許可証を交付するものとする。
- 2 許可証を交付したときは、制限外積載等許可証交付処理簿（別記様式）に所要事項を記載し、処理状況を明らかにしておくものとする。

第11 関係機関等との連携等

1 道路管理者との連携

警察署長は、制限外積載許可の申請に係る積載による運転が、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定による車両の通行の許可又は同法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管理者との連携を図るように努めるものとする。

2 合同会議等の開催等

警察署長は、第6の(2)に掲げる場合に該当する超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に運輸、道路管理者等の行政機関及び運輸業者等との合同会議を開催し、運転経路の交通の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めるものとする。

第12 交通規制課長との協議等

- 1 警察署長は、許可の申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、第6の(2)に掲げる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）と協議するものとする。
- 2 警察署長は、2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、交通規制課長と連絡を密にして、当該道路における道路及び交通の状況を把握した上で許可の可否を判断するように努めるものとする。

第13 交番及び駐在所勤務員等による専決処分の制限

警察署長は、交番及び駐在所勤務員等が取り扱う許可のうち、次の(1)及び(2)に掲げるものについては、専決処分させてはならない。

- (1) 別表に掲げる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法に該当しないもの
- (2) 目的地が他府県であるもの（出発地が他府県と隣接している警察署管内であつ

て、目的地が当該隣接している他府県の警察署管内である場合を除く。)

第14 その他

いわゆる国際海上コンテナの取扱いについては、別に定めるところによる。

(別記様式省略)

別表 (第6 関係)

区分 車両の種類	長さ	幅	高さ	積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	自動車の長さ にその長さの 10分の5の長 さを加えたも の以下である こと。ただし、 積載物を積載 した状態の自 動車及び積載 物全体の幅が 3.5メートル を超えないこ と。 セミ トレーラ連結 車にあつては 17.0メート ル、フルトレ ーラ連結車に あつては19.0 メートル、ダ ブルス連結車 にあつては21 .0メートル) を超えないこ と。	自動車の幅に 1.0メートル を加えたもの 以下であるこ と。ただし、 積載物を積載 した状態の自 動車及び積載 物全体の幅が 3.5メートル を超えないこ と。	4.3メートル (三輪の自動 車及び規則第 7条の14に規 定する普通自 動車にあつて は3.0メート ル)からその 自動車の積載 をする場所の 高さを減じた もの以下であ ること。	(1) 自動車の車体前後か ら自動車の長さの10分の 3の長さを超えてはみ出 さないこと。 (2) 自動車の車体の左右 から0.5メートルを超え てはみ出さないこと。

大型自動車 普通自動車	側車付きでなく、かつリヤカーを牽引しない場合	乗車装置又は積載装置の長さの2倍の長さ以下であること。	自動車の幅以下であること。	2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの以下であること。	(1) 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 (2) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと。
	側車付きの場合	自動車の長さ、にその長さの10分の5の長さを加えたものの以下であること。	自動車の幅に1.0メートルを加えたもの以下であること。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えないこと。	同上	同上
	規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有するもので、リヤカーを牽引する	牽引されるリヤカーの積載装置の長さの2倍の長さ以下であること。	牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの以下であること。	同上	(1) 乗車装置又は牽引されるリヤカーの積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 (2) 牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

	場合				
小型特殊自動車		自動車の長さ にその長さの 10分の5の長 さを加えたも の以下である こと。	自動車の幅に 1.0メートル を加えたもの 以下であるこ と。	同上	(1) 自動車の車体前後か ら自動車の長さの10分の 3の長さを超えてはみ出 さないこと。 (2) 自動車の車体の左右 から0.5メートルを超え てはみ出さないこと。
原 動 機 付 自 転 車	リヤカーを牽 引しない場合	積載装置の長 さの2倍の長 さ以下である こと。	原動機付自転 車の幅以下で あること。	2.5メートル からその原動 機付自転車の 積載する場所 の高さを減じ たもの以下で あること。	(1) 積載装置の前後から その積載装置の長さを超 えてはみ出さないこと。 (2) 積載物を積載した状 態の原動機付自転車及び 積載物全体の幅が当該原 動機付自転車の幅を超え ないこと。
	リヤカーを牽 引する場合	牽引されるリ ヤカーの積載 装置の2倍の 長さ以下であ ること。	牽引されるリ ヤカーの積載 装置の幅に 1.0メートル を加えたもの 以下であるこ と。	同上	(1) 積載装置の前後から その積載装置の長さを超 えてはみ出さないこと。 (2) 牽引するリヤカーの 積載装置の左右から0.5 メートルを超えてはみ出 さないこと。